平成２２年（フ）第４５７号
愛媛県松山市宮西３丁目４番40号
破産者　本宮　　薫
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３３号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　山本ビル201号
破産者　高岡サヲル
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０８４号
福岡市東区香椎駅東１丁目15番20号
破産者　木下加奈子
1　決定年月日　平成24年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１５６号
佐賀県佐賀市田代１丁目８番29号
破産者　横尾裕二郎
1　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
2　一般調査期日　平成24年９月27日午前10時
平成24年８月13日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５１８号
大阪府高槻市栄町１丁目４番13号
破産者　松原　大平
1　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
2　一般調査期日　平成24年10月29日午後４時
平成24年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３４号
大阪市生野区生野東２丁目１番27号
破産者　株式会社メディネット大阪
1　破産債権の届出期間　平成24年９月20日まで
2　一般調査期日　平成24年10月22日午後３時30分
平成24年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３０４９号
福岡市中央区那の津２丁目９番１号
破産者　株式会社とうばた
異議申述期間　平成24年10月12日まで
平成24年８月13日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２７号
愛知県半田市港町２丁目70番地
清算株式会社　株式会社丸芳組
代表清算人　榊原　和義
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１４号
徳島市東沖洲１丁目７番地
清算株式会社　徳島出版株式会社
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

更生計画変更

平成２１年（ミ）第１８号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
更生会社　パシフィックホールディングス株式会社
管財人　田端　仁一
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画第３章第３節第１の２⑶を以下のとおり変更する。
ＰＨＩは、別表５－２「第２回弁済原資資産一覧表」記載の資産の換価代金および前記第１節第１第２項⑵イの規定により取得する更生協力金の合計額を原資として、弁済対象債権額から第１回弁済額および前記第１節第１第２項⑶イの規定により更生債権につき弁済がなされた額を控除した残額を基準として按分弁済する。
その弁済期は、前記換価代金および更生協力金の受領が全て完了した日（更生協力金についてその発生が未確定の場合は発生しないことが確定した日）から３か月以内とし、この弁済額の範囲で前記⑵の免除は弁済時に効力を失う。但し平成24年７月末日までに受領した前記換価代金および更生協力金ならびに別表５－２整理番号１記載の資産について平成24年９月末日までに受領した換価代金を原資として、一部繰上げ弁済を行うことができる。
なお、別表５－２記載の資産のうち、整理番号５番以降の資産の換価は、これらの資産が非上場株式およびいわゆる証券化スキームにかかる出資等であり換価が困難であることから、財産評定価額にかかわらず時価（ただし、換価の相手方がＰＨＩの関係会社（会社計算規則第２条第３項第23号）であるときは、財産評定額を下限とする。）にて行うものとする。
また、同表記載の資産のうち、整理番号９以降の資産の換価の時期は、これらの資産がいわゆる証券化スキームにかかる出資等であることから、そのスキームにおける融資期限等を考慮して、管財人と証券化スキーム上のレンダーおよび出資者等の関係者と協議の上決定するものとする。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１９号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
更生会社　株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント
管財人　田端　仁一
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画第３章第３節第１の２⑶を以下のとおり変更する。
別表６－２「存続する担保権一覧表(分類①)（売却不動産および信託受益権）」記載の売却不動産等の処分が完了した後３か月以内に、前記第１節第２第２項⑶イにより受領した更生協力金2.5％相当額を原資として第２回弁済を行う。但し平成24年７月末日までに受領した更生協力金2.5％相当額を原資として、一部繰上げ弁済を行うことができる。
第２回弁済の弁済額の算出は、弁済対象債権額および敷金・弁済対象債権額の合計額からこれらに対する第１回弁済額を控除した残額を基準に按分して行う。
この弁済額の範囲で前記⑵の免除は効力を失う。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第３号
青森市大字浜田字豊田139番地21
再生債務者　十和田湖観光汽船株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　青森市長島２－１－５　みどりやビルディング４階　岩谷法律事務所　弁護士　岩谷　直子
平成24年８月17日
青森地方裁判所第２民事部

平成２４年（再）第１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目８番17号
再生債務者　髙林　均幸
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　静岡県浜松市中区板屋町100番地の９　丸恵ビル２階　片桐一成法律事務所　弁護士　片桐　一成
平成24年８月17日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係